

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

スーパーヨット PR 動画制作委託業務

## 2 委託者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務目的

富裕層が活用する船長 24 メートル以上、乗客定員 12 名程度までのラグジュアリーなモーターヨットまたはセーリングヨット（以下「スーパーヨット」という。）を愛媛県へ誘致することを目的として、愛媛県の魅力を PR するためのコンセプト動画を制作する。

制作した動画は、海外展示会での上映、富裕層向け SNS 広告、専門メディアへの掲載、誘致説明時のプレゼン資料等に活用し、スーパーヨット誘致の強力なプロモーションツールとする。

## 5 業務の内容

本業務の目的を達するため、海外の富裕層の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、スーパーヨットが寄港するうえで、愛媛県の各港および港周辺の観光資源（自然・食・歴史・文化・体験など）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を次のとおり制作・納品すること。

### (1) 動画制作

#### ア コンセプト設計

- ・スーパーヨットを利用する欧米豪等の富裕層の嗜好・ニーズを踏まえ、愛媛県の各港への寄港及び周辺地域での過ごし方の魅力を的確に訴求する動画コンセプトを提案すること。

#### イ 撮影内容・編集

- ・県内いずれかの港（松山観光港、宮浦港、弓削港）へのスーパーヨット寄港シーンを含めること。手配等は委託者が行うため、当該費用は委託金額に含めないこと。
- ・寄港地における魅力を伝える観光資源（自然・食・歴史・文化・体験）について、各分野 1 か所以上のロケーションを設定し、効果的に撮影・編集を行うこと。
- ・以下の視点を考慮して撮影スポットを提案すること
  - ・ヨットからのアクセス容易性（接岸・上陸のスムーズさ）
  - ・プライバシー確保の観点（人混み・商業施設を避ける）
  - ・ビジュアルインパクト（俯瞰映像や夕景等の撮影が可能）
  - ・現地の物語性（地元職人・ガイドとの交流、歴史背景等）

#### ウ 制作体制

- ・欧米豪出身のクリエイター、または当該地域向け PR 動画の制作経験が豊富なクリエイターを起用すること。

## エ 撮影技術等

- ・ ドローン撮影や空撮、水中撮影等の多様な撮影技術を適切に活用し、愛媛の魅力を最大限に引き出す映像構成とすること。
- ・ 撮影は、スローモーション映像を除き、原則として4K解像度以上で実施すること。
- ・ 動画に挿入するBGMや効果音は、国際的な感性に合致した高品質なものを選定すること（ロイヤリティフリーまたは利用許諾済のもの）。

## オ 言語・字幕・音声等

- ・ ナレーション、字幕、出演者等の構成要素について、PR効果を踏まえ提案すること。
- ・ 日本語版および英語版の動画をそれぞれ制作すること。英語版については、ネイティブによる言語チェックを実施すること。
- ・ 英語字幕は標準英語（国際観光用途）とし、発信先（米・英・豪）に配慮した表現を心がけること。

## カ 動画の種類・尺

- ・ コンセプト動画（約3分程度）。
- ・ 広告宣伝用途の短尺動画（15秒～30秒程度）。
- ・ 納品動画には、タイトル無し・字幕無しの“クリーンバージョン”も含めること

## (2) 留意事項

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 感染症や天災、その他経済情勢の激変等により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、協議会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額内とする）。
- ・ 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。

## (3) その他

- ・ 本仕様書に規定するところにより、受託者が協議会に引き渡すべき成果品は、協議会の所有とする。
- ・ 協議会は成果品を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・ 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- ・ 業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。委託者又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責

任と費用負担で対応する。

- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を企画書に明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合は、この限りではない。
- ・委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定すること。

## 6 成果品

### (1) 提出物

- ・実績報告書（A 4判） 電子媒体 1部
- ・その他、本業務実施により完成したもの

### (2) 提出場所

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課

末廣、橋本

E-mail : hashimoto-tomoaki@pref. ehime. lg. jp

### (3) 提出期限

令和8年3月31日

## 7 総括責任者および体制

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。
- ・総括責任者は、過去に富裕層向け観光プロモーションに類似した実績を有することが望ましい。
- ・体制表には、撮影ディレクター、編集責任者、ナレーターなど主な構成メンバーとその役割を明示すること。